

専 修 大 学 W E B 版 留学生の手引き



Senshu University
International Academic Affairs Office

国際交流事務課

— 目次 —

◇ 健康管理について	P. 3
◇ マイナンバーカードについて	P. 7
◇ 親族等（中国国籍）を『短期滞在』で来日させる 場合について	P. 9
◇ 住居（アパート、学生会館）について	P.11
◇ 留学生の税金について【租税条約】	P.15
◇ 学生相談、キャンパス・ハラスメント、外国人相 談について	P.17
◇ 緊急時の対応	P.20
◇ 在日公館（大使館）	P.22

健康管理について

● 保健室について

保健室では皆さんの健康保持と増進のため、校医指導のもとに、健康相談・疾病の予防・治療などについての助言・応急処置を行っています。内科、精神科等の校医が出校しますので、開室時間や診療科については本学ホームページで確認してください。

保健室のご案内：<https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/sickbay/>



● 健康診断について

全学生を対象にガイダンス期間中、定期健康診断を大学で実施します。「オリエンテーション日程表」を参照の上、毎年必ず受診するようにしてください。各自の健康管理はもちろんのこと、各奨学金の受給申請に必要な健康診断証明書もこの健康診断を受けていないと発行されないことがあります。また、就職活動などでも健康診断書の提出を求められることがあります。健康診断の詳細については、保健室に問い合わせてください。

<https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/sickbay/medicalcheck.html>



● 国民健康保険（国保）について

1. 国保への加入義務

在留資格「留学」を有する留学生は、全員が国保に加入することが法律によって義務づけられています。また、皆さんの意思により、任意に脱退することはできません。

2. 国保への加入手続き

国保への加入手続きは、現在住んでいる市役所（区役所）等の国民健康保険担当課（以下「国保担当課」という。）に、以下の書類を持参して行います。

【加入手続きに必要な物】

1. 在留カード
2. パスポート

国保担当課の窓口にて在留カードを持参して手続きを行うと「資格確認書」※1が交付（登録した住所に郵送）されます。

※1 2024年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み（以下、マイナ保険証）に移行されました。保険

資格の確認は、マイナンバーカードによるオンラインでの資格確認が基本となります。

ただし、マイナンバーカードを取得していない方や、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方には、マイナンバーカードによらず保険資格が確認できるよう、順次「資格確認書」が交付されます。

マイナンバーカード利用登録については以下を参照してください。

マイナポータル：<https://myna.go.jp/>

厚生労働省「在日外国人向けマイナ保険証のご案内：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html



（注意）：国民健康保険の『保険証』または『資格確認書』は、パスポート、在留カードと同様に大切に保管し、紛失しないようにしてください。

氏名や住所等が変わった場合には、転居後 14 日以内に転居先の市区町村役所の住民記録担当窓口にて、住所等変更の届出〔在留カード、パスポート、印鑑、マイナンバー通知書、保険証／資格確認書 を持参〕を行ってください。

3. 保険料の支払いについて

国保への加入にあたり、毎月の保険料は居住地ごとに異なります。また、アルバイト等による所得が多いと支払額も増加します。ただし、所得が一定額未満であると国保担当課で認められた人には、保険料の減額制度があります。（※独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生受入れ促進プログラムなどの奨学金は、所得とはみなされません。）詳しくは、市（区）役所の国保担当課の窓口で相談してください。

4. 医療費の国保負担と自己負担（一部負担金）

病気やケガをして通院する場合、医療保険を取り扱う病院、診療所および薬局（以下「保険医療機関」という）で診療や薬剤を受けるときに、『保険証／資格確認書』を提示することにより、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち、診療費の 70%が国民健康保険により支出されますので、みなさんは一部負担金として 30%を支払うだけで、診療または薬剤を受けることができます。

例：保険対象医療費総額：10,000 円の場合、みなさんが支払う金額は 3,000 円

国保負担 70% (保険医療機関が国保に請求)	一部負担金 30% (患者負担)
----------------------------	---------------------

5. 保険証／資格確認書を持参せずに医療機関を受診した場合

深夜等に急にけがや体調不良となり、保険証や資格確認書を持たずに近くの救急病院等で診療を受けた場合、医療費は一時的に全額支払う必要があります。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証等がなくても利用できる場合もあります。

また、全額負担で受診した場合でも、後日払い戻しの申請をすることができます。

払い戻しを受けるには、以下2つの方法があります。

①受診した月内（例：5月15日に受診した場合には5月31日まで）に受診した医療機関へ保険証／資格確認書、診療明細がわかる「診療内容証明書等」、医療費を支払った領収書を持っていく（必ず受診時に医療機関で確認してください）。

②国保担当課で療養費の支給申請（医療費を払い戻してもらうこと）をする。

申請に必要なものは次の5点です。

【必要書類】

1. 診療明細がわかる「診療内容証明書等」
2. 医療費を支払った「領収書」
3. 保険証／資格確認書
4. 世帯主の印鑑
5. 世帯主の預金通帳等

市（区）役所等で審査し認められた場合、保険適用分の70%が払い戻されます。

（注意）払い戻し手続きには、医療機関や区役所に再度行かなければならず時間もかかるため、保険証／資格確認書は常に携帯することをお勧めします。ただし、紛失等のないよう取り扱いには十分注意してください。

6. 国保で受けられない診療等について

国保に加入していても、次に掲げる場合は、国保の適用が受けられません（保険診療がされません）。

【国保の適用外の一例】

1. 健康診断（人間ドック）
2. 予防注射
3. 美容整形
4. 歯列矯正
5. 正常な出産、私的な事情での人工妊娠中絶
6. 工作中的の事故（労災に該当するとき）等

7. その他の注意事項～保険医療機関を利用する際に気をつけること～

- ・国民健康保険証／資格確認書の携帯について

保険証または資格確認書を忘れて保険医療機関に行くと、保険適用の医療費でも一旦全額支払わなければならない、また申請手続きのために、後日再度医療機関や国保担当課へ行かなければなりません。保険医療機関へ行くときは、保険証を忘れないよう注意しましょう。

- ・診療時間について

歯科医院や皮膚科などは予約制の場合が多いので、電話で予約の有無の確認をすることをお勧めします。なお、急病の場合は、診療時間に関係なく救急病院で診療を受けることができますが、このときも必ず保険証等を持って行ってください。重いけがや急病で救急車（無料）を呼ぶときの電話番号は「119」（消防署）です。

- ・初診時の負担金について

急病でないときに、小さな保険医療機関（開業医）等で紹介状をもらわずに、規模の大きい保険医療機関（国立病院、公立病院、大学付属病院および総合病院）に行くと、初診時に一定の料金がかかることがあります。

マイナンバーカードについて

マイナンバーとは、日本に住民票のあるすべての人につけられる 12 ケタの番号で、社会保障・税・災害対策の 3 つの分野の行政手続きで利用されます。法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。住民登録のある外国人も対象となります。

1. マイナンバーの通知

日本に入国した後、これから住む地域の役所で住民登録をすると、住民票のある住所地にマイナンバー通知書が届きます。マイナンバー通知書はマイナンバーを知らせる大切な書類です。紛失しないよう、大切に保管してください。

2. マイナンバーカード（個人番号カード）の交付

マイナンバーカード（個人番号カード）は、マイナンバーが記載された写真付きの IC カードです。申込をすると無料で交付されます。公的な本人確認書類として使用できるほか、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得したり、確定申告で電子申告をする際などに利用できます。マイナンバーの取得を希望する場合は、マイナンバー通知書と一緒に郵送されてくる交付申請書で申込、またはマイナポータルでの登録をしてください。役所の窓口で本人確認をして交付します。マイナンバーカードの申込は、パソコン、スマートフォン、まちなかに置かれている証明用写真機からでもできます。

まちなかの証明用写真機からのマイナンバーカード申請方法：

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/photobooth_apply/



3. マイナンバーの注意点

番号が漏えいし、不正に使用される恐れがある場合を除き、マイナンバーは変更されません。また、マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに提供してはいけません。

現在、マイナンバーカードの取得は必須ではありませんが、従来の保険証のマイナ保険証への移行や、各種証明書の取得など、マイナンバーカードでの申請が便利なものも増えています。

【問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

月～金 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

※マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時利用停止については、24 時間 365 日対応。上記の番号に繋がらない場合：050-3818-1250(有料)

○ 外国語対応

- ・マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26（無料）

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語

月～金 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

- ・通知カード・マイナンバーカードに関すること、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について

0120-0178-27（無料） ※左の番号につながらない場合：0570-064-738（有料）

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語：8:30～20:00

タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語：9:00～18:00

個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）

0570-783-578（有料） 8:30～20:00（年末年始を除く）

※マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時利用停止については、24 時間 365 日受付。

○ IP 電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

050-3818-1250（有料）

親族等（中国国籍）を『短期滞在』で 来日させる場合について

中国国籍を有する親族や知人（友人を含む）を日本へ招聘する場合、親族・知人訪問等の目的で「短期滞在」ビザを申請する必要があります。申請に必要な申請書類等の詳細については、以下の外務省のホームページにて確認してください。

外務省ホームページ「ビザ（査証）」：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>



【「短期滞在」ビザ査証のための提出基本書類一覧（中国国籍）】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/china.html>



必要書類（親族・知人訪問）

『申請人が中国側で用意する書類』

- ① ビザ（査証）申請書
- ② 写真（6 ヶ月以内に撮影）
- ③ パスポート
- ④ 戸口簿写し
- ⑤ 居住証又は居住証明書
- ⑥ 在日親族又は知人との関係を証する書類（例：親族関係公証書など）

『身元保証人が日本側で用意する書類』

- ① 身元保証書（指定様式）
- ② 住民票 ※外国人の方は記載事項に省略のないもの
- ③ 在職証明書
- ④ 直近の総所得が記載された「課税証明書」「納税証明書」又は「確定申告書控の写し」のいずれか 1 点
- ⑤ 有効な在留カードの表裏の写し ※外国人の方のみ

『招へい人が日本側で用意する書類』

- ① 招へい理由書（指定様式）
- ② 滞在予定表
- ③ 住民票 ※外国人の方は記載事項に省略のないもの
- ④ 在職証明書、又は在学証明書

- ⑤ 有効な在留カードの表裏の写し ※外国人の方のみ
 - ⑥ 渡航目的を裏付ける資料（例：卒業式の日程表、診断書）
- ※身元保証人と招へい人が同一の場合は、③～⑤は不要です。

〔日本国内の問合わせ先〕

•領事サービスセンター（査証相談班）

ビザ（査証）申請に必要な書類についての案内、その他ビザに関する各種相談などを行っています。

- ・場所：東京都千代田区霞が関 2 丁目 2-1 外務省
- ・最寄り駅：東京メトロ「霞ヶ関駅」（丸ノ内線、千代田線又は日比谷線）A4 又は A8 出口
- ・受付時間：9：00～12：30、13：30～17：00（土日・休日除く）

※外務省への入構の際に身分証明書の提示が必要です。

•電話サービス（自動応答電話システム）

外務省・ビザ・インフォメーション・サービス

- ・TEL：03-5501-8431

1. 資料請求方法など一般的な事項は、自動電話応答システム（24 時間）で案内しています。
2. 以下の照会については、直接職員と話ができます。

（ア）ビザ申請手続等に関する照会

- ・受付時間：9：00～12：30、13：30～17：00（土日・休日除く）

（イ）ビザ審査状況の照会（外務省（東京）で審査を行っている申請分）

- ・受付時間：10：00～12：00、14：00～16：00（土日・休日除く）

※問い合わせの際には、ビザ申請人の氏名（アルファベット）、性別、生年月日のほか、申請した日本大使館／総領事館名及び「申請受理番号」（数字 8 桁）又は外務省の「文書番号」が必要です。事前に申請人を通じて申請先の日本大使館／総領事館に確認してください。

※外務省（東京）では、日本大使館／総領事館にて審査中の案件（外務省（東京）で審査を行っていない案件）についての照会には応じられませんので、申請先に直接照会してください。

住居（アパート、学生会館）について

学生生活を充実させるための要件の一つに、『住』があります。都心部において厳しい住宅事情の中、通学に便利で環境が良く、安い宿舎を探すことは容易ではありません。そのような現実を踏まえた上での宿舎探しには以下のような方法があります。

1. 専修大学購買会からの紹介

専修大学購買会では、専修大学生の部屋探しのサポートを、大学周辺地域の信頼のおける不動産業者と提携して行っています。アパートからマンション、学生会館など幅広く紹介していますので、是非活用することをお勧めします。

専修大学購買会 お部屋探し：<https://sendai-sentyuri.jp/oheyasagashi/>



2. 専修大学学生寮

2021 年 4 月に専修大学生専用の学生寮が神田キャンパスと生田キャンパスの近くにオープンしました。完全個室で家具や備品も完備している他、食事付き/なしも選ぶことができます。入居を希望する学生は下記専用ホームページを確認してください。

専修大学 学生会館のご案内：<https://www.senshu-u.ac.jp/news/nid00012056.html>



3. 留学生会館等

地方自治体や財団法人が運営している寮があります。募集の案内が入り次第、ホームページ及び掲示版に掲示します。募集時期は不定期となります。

東京太田記念館：<http://www.otakinen.com/admission.html>



東京国際交流館：<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/index.html>



アジア文化会館学生・留学生寮：https://www.abk.or.jp/asian_cultural_center/#



タマエスティ国際学生会館：<https://tamaesty.com/>



4. 不動産会社からの紹介

主に駅の周辺にあるアパート・マンションなどを斡旋する不動産業者に行き、具体的な物件の条件を伝え、相談のうえ決めます。決める際には、家賃や規約等の契約内容をよく確認してから契約を結ぶようにしてください。

物件の契約にはほとんどの場合で、連帯保証人が必要となります。本学では留学生の住居の連帯保証人になることはできません。

なお、国際交流事務課では、契約の際に連帯保証人の必要のないアパートやマンションの情報や保証会社を紹介しています。

5. 情報誌・情報サイトでの紹介

賃貸住宅ニュースやアパマン情報雑誌、住宅・不動産の情報サイトは不動産業者に出向く前の情報集めとして参考にしてください。条件に合う部屋があったら電話等で確認してみましょう。

～部屋を借りる際に留意しておくこと～

留学生の皆さんにとって条件に合う良い部屋を見つけることは、大変な労力を伴うことだと思います。賃貸料が高いことに加え、希望する部屋を借りられるとは限りません。

日本で部屋を借りる時の一般的なルールを知らない留学生が少なからずおり、トラブルが生じてしまうことも多々あります。日本で部屋を借りる際の一般的なルールを参考にしてください。

日本で部屋を借りる際の一般的なルール

- アパートなどの賃貸物件には基本的に家具家電は付きません。近年は家具家電付きの賃貸物件も増えてはいますが、自分で必要な家電を準備しなければなりません。
- 契約時には、「敷金」・「礼金」・「仲介手数料」を支払わなければなりません。家賃等を合わせ合計で物件契約時に家賃の 4～6 ヶ月分程度のお金が必要になります。なお、敷金は退去時に原則返金されます（退去時の物件修繕費用等に充当される、賃貸契約に「敷金償却」等の特約事項がある場合を除く）。
- 日本の民間宿舎では「賃貸契約書」に記載のない人を無許可で住まわせてはいけません。家族や親戚、友人を一時的に泊める場合にも大家さんに事前許可が必要な場合があります。また、友人や家族等であっても部屋を又貸しすることはできません。（民法 債権 第 612 条【賃借権の譲渡及び転貸の制限】）
- 深夜の大声での談笑、テレビ、音楽を大きい音量で聴くなどは隣近所の迷惑となるので十分注意することが必要です。夜中の通話も配慮してください。
- 引っ越し場合には、部屋を元の清潔な状態に戻して返さなければなりません。台所の天井や壁は油煙で汚れがちであり、それらの汚れがひどい状態で退去した場合、敷金が返金されないばかりか原状回復のために追加費用を請求されることもあります。普段から

できるだけきれいに保つように注意することが必要です。

- ゴミは決まった曜日・時間帯に出すなどその地域のルールを守りましょう。ゴミの分別についてはそれぞれの地域により異なりますので、各自、地域の区役所等で確認してください。また、大きな家具（粗大ごみ）を廃棄する際には事前連絡及び処分費用が発生します。居住地区指定の方法に従って処分するようにしてください。

生活習慣や考え方の違いだけでなく、大家さんや隣近所とのコミュニケーション不足による誤解からトラブルが起こりがちです。日頃から大家さんや近隣の人に挨拶をし、言葉を交わすように努めましょう。この心掛けは、留学生ばかりではなく日本人学生にもいえることです。

引っ越しする際の一般的なルール

住居を引っ越しする際には、今現在、借りている不動産屋さんと大家さんに引っ越しのため退去する旨を申し出てください（通常1か月前までに通知を行います）。また、住所変更については、大学に住所変更の届出をするだけでなく、水光熱（水道、電気、ガス）、インターネット等の各会社・機関にも転居の連絡をするようにしてください。

また、引っ越しの際には、必ず郵便局で「転居届」を提出してください。提出した場合、1年間、前の住所宛の郵便物を新住所へ転送し届けてもらえます。ただし1年間を超えた場合は転送してくれませんので、インターネット通販や大事な書類の届け先等、早めに変更手続をするように心がけてください。

引越しや帰国するために部屋を出る前にすることチェック（例）

『引越し前にやること・手続き』

- ☐ 引越し先を決める（物件探し）〔4週間前〕
- ☐ 引越し日を決める〔4週間前〕
- ☐ 今借りている不動産屋や大家さんに連絡をする〔4週間前〕
- ☐ 引越し業者に見積りを取る＆業者を決定する〔4週間前〕
※引越し業者に依頼せず、自分で作業することも可能です。
- ☐ 不用品を処分、粗大ごみの手配をする〔4週間前〕
- ☐ インターネットプロバイダの移転手続きをする※加入している場合〔4週間前〕
- ☐ NHKの移転手続きをする〔4週間前〕
- ☐ 区/市役所に転出届を出す〔4週間前〕
- ☐ 郵便局に転居届を出す〔2週間前〕
- ☐ 梱包資材を確保する〔2週間前〕
- ☐ 荷物を梱包しておく〔2週間前〕

- ☐ 電力会社に転居の連絡をする〔1 週間前〕
- ☐ ガス会社に転居の連絡をする〔1 週間前〕
- ☐ 水道会社に転居の連絡をする〔1 週間前〕
- ☐ 携帯電話会社に連絡する〔1 週間前〕
- ☐ 部屋の掃除〔2 週間前～前日〕
- ☐ 冷蔵庫の霜取り、水抜き〔前日〕
- ☐ 洗濯機の水抜き〔前日〕

※期間は目安となります。賃貸物件の契約内容によって変わりますので、必ず各自確認の上、手続きを行ってください。

『引越し当日にやること』

- ☐ 荷物を積み込む
- ☐ 電気・ガス・水道の閉栓
- ☐ 引越し先へ移動、荷物を運び込む
- ☐ 荷物の荷解きをして生活できる状態にする
- ☐ 新居の電気・ガス・水道の開栓
- ☐ 引越し料金の支払い

『引越し後にやること』

- ☐ ドアや郵便ポスト等に表札を設置する
- ☐ 区/市役所に転居・転入届を出す（住民登録）
- ☐ 銀行通帳（ゆうちょなど）の住所を変更する
- ☐ クレジットカードの住所を変更する
- ☐ 大学（教務課/大学院事務課及び国際交流事務課）に住所変更の届けを出す
- ☐ 新しい大家さん・ご近所の人たちに挨拶をする

留学生の税金について【租税条約】

中国、韓国、ロシア等の留学生がアルバイトした時の給料について、租税条約の規程に基づき源泉徴収税額（所得税）の免税を受けることができます。租税条約対象の国については財務省のホームページで確認してください。

財務省 我が国の租税条約等の一覧：

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/tax_convention_list_jp.html



- ① 税金の免税を受けるには、最初に給料の支払を受ける日の前日までに「租税条約に関する届出書」に必要事項を記載し、雇用主が会社等の所在地を管轄する税務署に提出しなければなりません。また、在学期間の表示のある、在学証明書が必要です。
- ② この免除制度を知らずにアルバイト等の給料について源泉徴収された場合、徴収された源泉所得税の還付請求することができます。この場合には、「租税条約に関する源泉徴収額の還付請求書」に必要事項を記載し、在学証明書等を添付して所轄税務署に提出します。なお、源泉徴収税額がもともと差し引かれていない場合（年収 103 万円以下）は、申請は不要です。
- ③ この規定は、あくまでも、留学生が生活費と学費に充てるためにアルバイト等をした場合に受けることができるものです。したがって、毎月の給料や 1 年間の年収が高い場合には、免税を受けることができない場合がありますので注意してください。

詳しくは、所轄税務署及び国税庁ウェブサイトも併せて確認してください。

国税庁 学生のアルバイト代：

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/06/62.htm>



所得税	
提出書類	租税条約に関する届出書
提出先	アルバイト先より所轄の税務署長
提出期限	最初に報酬の支払いを受ける日の前日まで
添付書類	1. 在学証明書（在学期間の表示があるもの） ※在学期間の表示のある在学証明書は教務課の総合窓口（学部生）、 大学院事務課窓口（大学院生）で発行の申込みをしてください。 2. 学生証（写し） 3. 在留カード（写し）

住民税	
提出書類	税務署に提出した租税条約に関する届出書（写し） ※市区町村によって申請方法に多少の相違がありますので、注意してください。
提出先	市町村住民税担当窓口
提出期限	所得があった年の翌年の3月15日まで
添付書類	1. 在学証明書（在学期間の表示があるもの） ※在学期間の表示のある在学証明書は教務課の総合窓口（学部生）、 大学院事務課窓口（大学院生）で発行の申込みをしてください。 2. 学生証（写し） 3. 在留カード（写し）

※住民税非課税となっている場合は申請する必要はありません。

学生相談、キャンパス・ハラスメント、外国人相談について

1. 学生相談室

専修大学では学生さんが学生生活を送るなかで出会ういろいろなことについて相談ができる学生相談室を設置しています。相談室のカウンセラーは全員、公認心理士資格所有者ですので、安心して相談することができます。相談したいときは直接来室するか電話にて事前予約をしてください。

【生田校舎】

場所：グリーントップB1

TEL：044-911-1278

開設時間：平日 9：00～16：00

※長期休暇期間の開室時間は10：00～16：00となります。

【神田校舎】

場所：9号館2階

TEL：03-3265-6216

開設時間：平日 9：00～16：00

※長期休暇期間の開室時間は10：00～16：00となります。

2. キャンパス・ハラスメント対策室

あらゆるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど）に対応するため、専修大学ではキャンパス・ハラスメント対策室を設置しています。「イヤだなあ」と思うことは、できるだけその場で相手に明確に意思を伝得ることが大事ですが、それが伝えにくい場合は、キャンパス・ハラスメント対策室へ安心して相談してください。

本学でのキャンパス・ハラスメントの定義

「相手方の人格の尊厳を傷つけるような言動によって相手方に不快感若しくは不利益を与え、または相手方を差別的に取り扱い、若しくは不利益な取扱いをすることによって相手方の人権を侵害し、学修、教育、労働及び研究の環境を悪化させる行為」

【相談方法】

事前予約制となります。下記ホームページにアクセスし、相談・苦情受付票（ワードファイル）に記入し、メール・郵送・FAXにてキャンパス・ハラスメント対策室に送付してください。後日、対策室から面談日を連絡します。

専修大学 キャンパス・ハラスメント対策室：

<https://www.senshu-u.ac.jp/about/efforts/harassment/>



3. 外国人相談

4. 神奈川県・東京都では、日常生活で困ったり、悩んだりしている県内・都内に住んでいる外国籍の方々のために、以下のとおり、相談窓口等を開設しています。相談は面談、電話等で、いずれも無料で実施しています（秘密は厳守されます）。なお、面談による相談を希望する場合、ホームページなどで相談方法を確認してください。

- ・外国人のための生活ガイド（東京都多文化共生ポータルサイト）

<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/useful/guide/>



- ・警視庁総合相談センター

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/madoguchi/sogo.html>

TEL：#9110 または 03-3501-0110



- ・法務省 外国人のための人権相談所

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

電話相談 0570-090911

受付時間 <9：00～17：00>



言語	相談曜日
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語	月～金曜 (年末年始を除く)

- ・川崎市国際交流センター 外国人窓口相談コーナー

<https://kian.or.jp/kic/soudan.shtml>

所在地 川崎市中中原区木月祇園町2-2

相談専用ダイヤル 044-455-8811 E-mail: soudan39@kian.or.jp

受付時間 <9：00～17：00>



言語	相談曜日
英語 / 中国語 / 日本語	月曜～土曜
韓国・朝鮮語	火曜・木曜
スペイン語 / フィリピン語 インドネシア語	火曜・水曜
ネパール語	火曜・土曜
ポルトガル語 / ベトナム語	火曜・金曜
タイ語	月曜・火曜

- ・ 横浜あーすぷらざ窓口 外国人一般相談・法律相談

<http://www.earthplaza.jp/ep/forum/consul/>

所在地 あーすぷらざ 情報フォーラム内 相談室（2階）

横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 県立地球市民かながわプラザ2階

- ・ 外国人一般相談 9：00～12：00、13：00～17：00（受付は16：00まで）
- ・ 外国人法律相談 13：00～16：30（受付は16：00まで）



- ・ 全国医療情報ネット(ナビイ)

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/zkn-web/juminkanja/S2300/initialize>

全国の医療機関と薬局を検索できるサイトです。外国語で対応することのできる病院を探することができます。



緊急事態の対応

1. 交通事故にあったら…

局番なしの110番に電話をしてください。公衆電話からかける時には発信音の確認後「110」をダイヤルします。硬貨は不要です。

1. 警察署への連絡

軽症でもまずは警察に連絡し、現場に立会い調書を作成してもらってください。警察への連絡をしないと事故に関する証明をしてもらえなくなり、保険等が効かなくなります。

2. 相手の連絡先の確認

相手の氏名と住所、電話番号も必ず記録しておいてください。事故の時にはケガをしていないように感じられても、時間が経つと痛みが激しくなったり、後遺症が残ることもあるので、必ず病院に行き診断・治療を受けてください。

自転車・オートバイ・自動車等を運転する人は、母国とは異なる日本の交通ルールを守り、交通事故にあわないよう注意することはもちろんですが、必ず強制の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と任意の自動車保険（対人・対物賠償保険等）に加入してください。

2. 盗難にあったら…

1. 銀行、カード会社と携帯電話会社への連絡

預金通帳、キャッシュカードや携帯電話等が盗まれたら、直ちに銀行やクレジットカード会社等で使用中止の手続きをしてください。

2. 警察署・交番への連絡

盗難被害届を提出してください。

3. 持ち物を紛失してしまったら…

最寄りの警察署や交番に行って、遺失物届けを出してください。そのときに落としたときの状況や落とした物の特徴を詳しく説明するようにしてください。

4. 火災が起きたり、急病になったら…

消防署119番：局番なしの119番に電話をしてください。

消防署は、消防車のほかに救急車も配置しているので、「火事」か「救急」か、どちらかはっきり伝えて、それから場所（住所）を伝えてください。

5. 地震が発生したら…

大きな地震が発生した際の、地震発生直後からの注意事項が、大学のホームページに大地震対応マニュアルとして掲載されています。必ず一読しておいてください。

<https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/support/disaster-response.html>



在日公館（大使館）

駐日の各国大使館では、日本滞在中のパスポートの延長手続き等を行っています。パスポートの有効期限が近くなったら、各国の大使館に自分で行って申請をすることになります。ビザの在留期限だけでなく、パスポートの有効期限も忘れずにチェックしておいてください。

また、代表電話番号や窓口受付時間等は変更される場合があります。手続きに行く前に必ずホームページ等で確認してください。

在日大使館ポータルサイト (<http://www.embassyin.jp/>)

【中華人民共和国大使館】

〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33

TEL： 03-3403-3388（代表）

交通機関 東京メトロ日比谷線「六本木駅」徒歩 10 分

<http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/>



【大韓民国大使館 領事課】

〒160-0047 東京都港区南麻布 1-7-32

TEL： 03-3455-2601

交通機関 東京メトロ南北線、都営大江戸線「麻布十番駅」2 番出口 徒歩 3 分

受付時間 月曜日～金曜日 9:00-17:00（韓国及び日本の土日・祝祭日を除く）

<https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/index.do>



【台北駐日經濟文化代表處（台湾）】

〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2

TEL： 03-3280-7823（旅券、文書証明）

交通機関 JR 山手線、東急目黒線「目黒駅」徒歩 10 分

東京メトロ南北線、都営三田線「白金台駅」

1 番出口 徒歩 5 分

受付時間 月曜日～金曜日 9:00-11:30、13:00-16:00（領事部窓口）

（台湾及び日本の土日・祝祭日を除く）

http://www.roc-taiwan.org/jp_ja/index.html



【モンゴル国大使館】

〒150-0047 東京都渋谷区神山町 21-4

TEL：03-3469-2088（代表）

交通機関 小田急線「代々木八幡駅」徒歩約 13 分

京急電鉄井の頭線「神泉駅」徒歩約 10 分

受付時間 月曜日～金曜日 9:00-12:00、14:00-17:00

（モンゴル国の祝祭日を除く）

<http://www.embassyin.jp/mongolia/>



【ケニア共和国大使館】

〒152-0023 東京都目黒区八雲 3 丁目 24-3

TEL：03-3723-4006/7

交通機関 東急東横線・東急大井町線「自由が丘」駅より徒歩 10 分

http://www.kenyarep-jp.com/embassy/access_j.html



【ポルトガル大使館】

〒106-0031 東京都港区西麻布 3-6-6

TEL：03-6447-7873（領事部）

交通機関 東京メトロ日比谷線「広尾」徒歩約 8～9 分

<https://toquio.embaixadaportugal.mne.gov.pt/ja/>



※領事部の業務はすべて事前予約制となります

ビザ申請の予約はこちらから

<https://pedidodevistos.mne.gov.pt/VistosOnline/>



【コンゴ共和国大使館】

〒150-0047 東京都渋谷区神山町 27-5

TEL：03-6427-7858

<http://www.embassyin.jp/republic-of-congo/>



【ガンビア大使館】

〒462-0845 愛知県名古屋市北区柳原 1-14-22 チケンビル 405 号室

TEL：052-684-5911

<http://www.embassyin.jp/gambia/>



【ベトナム大使館】

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木 50-11

TEL：03-3466-3311

<https://vnembassy-jp.org/ja>



【スペイン大使館】

〒106-0032 東京都港区六本木 1-3-29

TEL：03-3583-8531

<https://www.exteriores.gob.es/Embajadas/tokio/ja/Paginas/index.aspx>



【ロシア大使館】

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-1-1

TEL：03-3583-4445(領事部)

<https://tokyo.mid.ru/jp/>

